

## 鹿児島市物品購入等契約に係る入札結果の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市企画財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が発注する物品の購入、売り払い、修繕若しくは印刷物の製造請負（以下「物品購入等」という。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）について、競争入札手続きの透明性の向上を図り、その公正性を確保するため、入札結果公表の実施について必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2条 公表の対象は、契約課が発注する物品購入等契約のうち競争入札に付されたものとする。

(公表内容)

第3条 公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 件名
- (2) 入札執行日
- (3) 入札参加業者名及び入札金額
- (4) 落札者及び落札金額
- (5) その他必要と認められる事項

2 入札不調の場合は、前項第4号に代えて「不調」と表示し、公表するものとする。

(公表時期)

第4条 公表は、入札執行後速やかに行う。

(公表方法)

第5条 公表は、市政情報コーナーにおいて、当該物品購入等契約に係る入札執行調書の写しを閲覧に供する方法によって行う。

(公表期間)

第6条 公表期間は、当該物品購入等契約を締結した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。